

# 計画策定の概要

## 1 「地域福祉計画」策定の根拠(関係法令・通知等)

### ◆ 『社会福祉法』第 107 条

(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### ◆ 『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について』 (平成 29 年 12 月 12 日社援発 1212 第 2 号厚生労働省社会・援護局長) ※その他の通知については、参考資料1参照

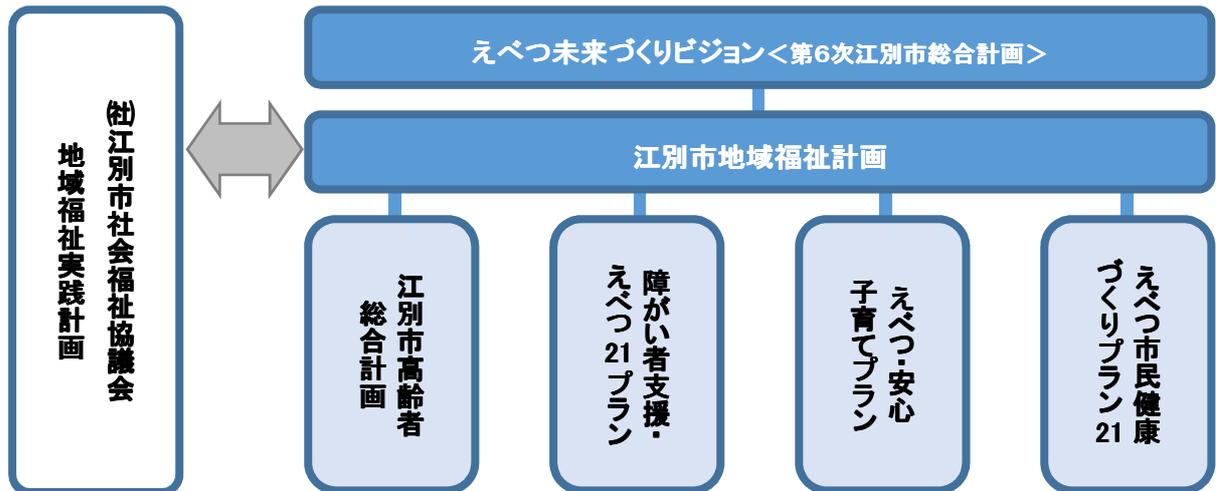
→「市町村地域福祉計画」に盛り込むべき事項

<概要>

社会福祉法の一部の改正により、地域福祉(支援)計画の策定が努力義務化されているが、「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることに留意するとともに、計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。よって、5つの事項について具体的な内容を示すとともに、必要な事項を加え計画に盛り込む必要がある。

- New ○ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
  - 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- New ○ 包括的な支援体制の整備に関する事項  
※各事項の詳細については参考資料2参照

## 2 「地域福祉計画」の位置づけイメージ図



## 3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、5年間を一期として策定したものです。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第3期江別市地域福祉計画	計画期間 H27~31					
第4期江別市地域福祉計画	見直し	計画期間				

## 4 策定方法

- (1) 策定委員会の設置  
学識経験者、各種関係団体、市民公募委員で構成
- (2) 実態調査（アンケート）の実施  
無作為抽出3,000人を予定

## 5 策定スケジュール

5月	策定委員市民公募、各団体へ委員推薦依頼
6月	第1回策定委員会(現計画の分析、調査項目審議)
8月	アンケート調査の実施 第2回策定委員会(現状分析、計画骨子検討)
10月	第3回策定委員会 (アンケート調査結果報告、計画骨子検討、計画素案検討)
11月	第4回策定委員会(計画素案検討)
12月	パブリックコメント実施
2月	第5回策定委員会(計画素案検討)
3月	第6回策定委員会(計画確定) 計画策定終了